令和３年２月定例会

請 願・陳 情 文 書 表

（インターネット公開版）

鳥　取　県　議　会

目　　次

陳　情　の　部

陳情一覧表 …… 1
総務教育常任委員会 …… 7
福祉生活病院常任委員会 ……１３
地域づくり県土警察常任委員会 ……１９

陳　情　一　覧　表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
総 ３年 － ４ （ 3. 2. 22 ）	新時代創造	男女雇用機会均等法の理念に基づいた男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	７頁
総 ３年 － ５ （ 3. 2. 22 ）	総　務	国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	９頁

陳情一覧表

陳　情　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ３年 － １ （ 3. 1. 12 ）	生活環境	悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出について	鳥取県生活協同組合連合会	13頁
福 ３年 － ２ （ 3. 2. 22 ）	福祉保健	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について	全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	14頁
福 ３年 － ３ （ 3. 2. 22 ）	福祉保健	新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、政府内における遵守徹底を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	15頁
福 ３年 － ９ （ 3. 2. 26 ）	子育て・人財	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について	鳥取の保育を考える会	17頁

陳情一覧表

陳　情　一　覧　表

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
地 ３年 － ６ （ 3. 2.25 ）	危機管理	新型コロナウィルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の県民への説明を求めることについて	原子力防災を考える県民の会	19頁
地 ３年 － ７ （ 3. 2.25 ）	危機管理	屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直しを検討することについて	原子力防災を考える県民の会	20頁
地 ３年 － ８ （ 3. 2.25 ）	危機管理	鳥取県原子力安全顧問会議において、12/４大阪地裁判決を踏まえた基準地震動の考え方について、原告からのヒアリング及び検証を求めることについて	えねみら・とっとり （エネルギーの未来を考える会）	21頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名　及　び　要　旨	提　出　者	審査結果
３年－４ （3.2.22）	新時代創造	**男女雇用機会均等法の理念に基づいた男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長（当時）が、日本オリンピック委員会（JOC）の臨時評議員会で、「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」、「女性っていうのは競争意識が強い。誰か１人が手をあげていうと、自分もいわなきゃいけないと思うんでしょうね。それでみんな発言されるんです」、「女性…を増やしていく場合は、発言時間をある程度、規制をしないとなかなか終わらないので困る」と発言した。 JOCの理事は25人で、うち女性は５人（20％）である。JOCはスポーツ庁の指針で、全理事のうち女性の割合を40％以上にすることを目標としている。森氏の発言は、女性の理事を増やすJOCの方針に対して述べたものである。 これらの発言は、なんらの根拠に基づくものではない。 氏は、「私どもの組織委員会にも女性は…７人くらいおりますが、みんなわきまえておられて。」と続けた。これには、インターネット利用者から、「＃わきまえない女」というハッシュタグ（検索を容易にするための目印）つきで、抗議の声があがっている。さらに、駐日欧州連合代表部、フィンランド大使館、ドイツ大使館、スウェーデン大使館など各国大使館も、「＃Dont be silent」、「＃Gender equality」のタグをつけて、写真つきで抗議の意を示している。 そもそも、戦前、家長が絶対的な家長権によって家族を統率してきた家父長制や、女性には選挙権がなかった戦前の選挙制度に象徴されるように、これまで、女性は、相対	個人 （倉吉市）	

		的に男性に比して弱い立場におかれてきた。 　また、戦後においても、「結婚・出産後は退職して家事・育児に専念し、男性をサポートするもの」だから「要職にはつけない」などの固定観念ないし偏見に基づき、早期退職する女性が多く、いわゆるM字就労カーブの原因ともなっていた。また、給与や待遇面においても、「一般職」、「総合職」と区別して昇進や賃金体系に区別を設けることが、行われてきた。こうした固定観念ないし、それに基づく待遇が、女性の社会進出を阻んできたという経緯がある。 　そこで、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、いわゆる男女雇用機会均等法が作られたのであった。 　一方で、「女性は競争意識が強い」ので「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかり」、「発言時間をある程度、規制」などという議論が、公職のトップから出るなど、事態は深刻である。そうした発言の規制が、これまで女性の社会進出を阻んできたのではなかったか。性別に関係なく、自由闊達な議論を保障することが大切である。 　世界経済フォーラムが発表している、ジェンダーギャップ指数（2020年）では、識字率の男女比や初等教育就学率の男女比は１位を維持しているものの、管理的職業従事者の男女比は世界131位と、政治的・経済的社会活動への参加について、低いランクになっている。 **▶陳情事項** 　鳥取県議会として、男女雇用機会均等法等の理念に基づいた、男女の雇用の機会の均等、男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書を提出すること。		

３年－５ （3. 2.22）	総　　務	**国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設に係る意見書の提出について** **▶陳情理由** 政権与党は、日本の国旗を意図的に破壊や汚損させた場合の対応について、刑法を改正して処罰規定を設けること（以下「本改正」という。）を検討する考えを示した。 その背景に、日本の現行刑法には、外国の国旗に係る破壊や汚損についての処罰規定はあるものの、日本の国旗については規定がないことがある。本改正と同様の改正案は、過去に国会に提出されているが、廃案になっている。 しかし、本改正は、以下に論ずるとおり、重大な問題がある。 刑法第92条には外国国章損壊罪が定められている。その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することである。 これらの行為は、「外国の威信、尊厳、表徴の効用を滅失又は減少せしめる」とした上で、本条の保護法益は、日本と外国との間の円滑な国交の保持にあるとされる。自らの国の国旗が、仮に毀損、破壊、汚損されたからといって、それが外交問題に発展することは考えがたく、外国の国章損壊と、自国のそれを同列に論じることはできない。 一方、日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」として、表現の自由を定める。自らが、国家によって不利益を受けている場合、又は、たとえば今の新型コロナウイルスに係る政府の対応に納得がいかないとする場合、それに対する批判の手法として、人々が、その象徴である国旗に批判の矛先を向け、自身の意思を表現することは、論理上ありうる。 もちろん、他人の保有する国旗を汚損などしてはならないのであるが、そもそも日本では、所有権絶対の原則のあ	個人 （倉吉市）	

		らわれとして、自らの財物を、煮て食おうが焼いて食おうが、捨てようが自由なのである。民法第206条には、所有者が、自らの財産について、それを自由に使用、収益及び処分をする権利を有していることが明文に規定されている。本改正は、このように、自らの所有する国旗についても適用が及びかねず、財産権への不当な制約になることは明らかである。 　また、国旗に対する破壊や汚損が、国旗や国家への不敬にあたる、その名誉を害するとして処罰するとなれば、憲法第19条の規定する、思想・良心の自由に抵触するおそれもある。国家を好きであろうが、嫌いであろうが、敬意を示そうが示さまいが、それは個人の自由である。 　ところで、アメリカの重要判例として、テキサス州対ジョンソン裁判がある。すなわち、1989年６月21日、米国最高裁が、米国国旗を燃やす行為について、合衆国憲法修正第１条の「言論の自由」として保障されると判断したものである。 　事案の概要はこうである。グレゴリー・リー・ジョンソン氏が、1984年、アメリカのテキサス州ダラスで、レーガン大統領の政策に反対するべく、市庁舎の前で国旗を焼いたものである、初審では、ジョンソン氏の所為が、州法の禁ずる国旗冒涜にあたると判示されたが、上訴審であるテキサス州刑事上訴裁判所は、これを覆した。さらに、最高裁もこれを指示したのである。 　そもそも、国旗とはなんだろうか。それは、その国を表現する、一枚の紙切れないし布にすぎない。一方、その国には、たくさんの、生身の人間が暮らしているのである。国旗を焼こうが、国旗を汚そうが、死ぬ人は誰もいない。実害はない。しかし、国の舵取りを間違えれば、とりわけこのコロナ対応もそうで、人が本当に死んでしまうのである。たとえば、今の日本のコロナ対応に文句をいいたい人が、その表現行為、思想・良心の自由の一環として、国旗		

		を破壊したら、それで自由を奪われるというのは、国民が許すだろうか。本末転倒である。 　罰則をもって無理やりその国に敬意を示せ、国旗が金科玉条であるというのではなく、そもそも、そのようなことをせずとも、国家に自ら誇りを持てるような、そういった社会の構築こそが先決ではないか。 **▶陳情事項** 　鳥取県議会として、国旗の破壊や損壊に係る処罰規定の新設について、これに反対する意見書を提出すること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名　及　び　要　旨	提　出　者	審査結果
３年－１ （3. 1.12）	生活環境	**悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 2019年８月、内閣府消費者委員会では「販売預託商法は、事業者が配当を実行している間は契約者において取引の問題性を認識しにくいこともあり、現行の法律では悪質な販売預託商法に対処しきれないため、新たな法制度が必要ではないか」として、「物品等を販売することから始まる預託取引を規制対象とすること」、「早晩破綻することが経験的に明らかな類型の取引を禁止し、罰則規定により担保すること」等を視野に入れた検討を行い、預託商法に関する建議及び意見を出した。 消費者庁は、2020年２月から「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」をスタートさせ、同年８月に報告書がまとめられ公表された。この報告書では、特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILL（株）など、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記された。 また最近の消費生活相談内容では、通信販売においてお試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談の激増、また新型コロナ感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブ・オプション）についても大きな社会問題になっている。	鳥取県生活協同組合連合会	

		これらの社会問題の課題解決に向けては、実効的で効果的な法制度の整備が必要である。よって県民の消費生活の安全・安心確保は極めて重要であると考えるので、次の事項について陳情する。 **▶陳情事項** 鳥取県議会において、悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書を採択し、国会及び政府に対し提出すること。		
３年－２ （3. 2.22）	福祉保健	**国立病院の機能強化を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず、医療体制そのもののぜい弱さが浮き彫りとなった。 また、新型コロナ患者の受け入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになった。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受け入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状である。 国民のいのちと健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考える。	全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	

		また、新型コロナまん延時には、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできなかった。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないよう、国が責任を持って対策に取り組むことが必要である。 **▶陳情事項** 鳥取県議会から関係機関に対し、国立病院の機能強化で、国が憲法第25条に保障された国民の生存権を保障するとともに国の社会的使命を果たすよう次の事項等を求める意見書を提出すること。 １　新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を次のとおり機能強化すること。 （１）国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。 （２）大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。 ２　国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。 ３　国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。		
３年－３ （3.2.22）	福祉保健	**新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、政府内における遵守徹底を求める意見書の提出について**	個人 （倉吉市）	

		▶陳情理由 新型コロナウイルスの勢力拡大をとまらない。 政府は、 ・飲食店などに午後８時までの時短営業の徹底を要請 ・午後８時以降の不要不急の外出自粛を求める ・企業には出勤者の７割削減を目指して、テレワークを呼びかけ ・イベント開催の人数制限として、5,000人以下かつ、収容人数の50％以下とする などの基礎的対処方針を発表し、緊急事態宣言も発出した。国民に多大な協力と犠牲を強いている。 その一方、国会議員が、大人数で会食するさまが週刊誌で報じられ、また、緊急事態宣言が１都３県を対象に発令された１月８日、国会議員の公設秘書らが、和歌山市内のカラオケバーで飲酒を伴う会食を行い、新型コロナウイルスに感染していたことが、週刊誌報道で発覚した。さらに、別の議員は１月、緊急事態宣言下で不要不急の外出自粛を求められている午後８時以降に、東京・銀座のクラブを３軒はしごして訪れていたことがわかった。当人は、「店主からの要望や陳情を聞いていた。」とのことだが、わざわざ対面でないといけなかったのか甚だ疑問がある。陳情なら、こうやって、書面でやり取りすればいいと思う。<br「先ず隗より始めよ」という言葉もある。国民に示しもつかない。 **▶陳情事項** 鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、政府内における遵守徹底を求める意見書を提出すること。		

３年－９ （3. 2.26）	子育て・人財	**保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務である。 しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定であるが、保育所において「各クラスで常勤保育士１名必須配置」としているところを、短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしている。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れない。 また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題となっている。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の４・５歳児の配置基準（子ども30人に保育士１人）は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ない。 コロナ禍のなかで、保育所の重要性がいっそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっている。いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。	鳥取の保育を考える会	

		▶陳情事項 　鳥取県議会として、国に対し、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書を提出すること。		

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名　及　び　要　旨	提　出　者	審査結果
３年－６ （3. 2.25）	危機管理	**新型コロナウィルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の県民への説明を求めることについて** **▶陳情理由** 昨年からの新型コロナウィルス感染症の拡大により、原子力災害時の新たな対策が必要とされ、内閣府で「新型コロナウィルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」が作成された。そこには、住民等の被ばくによるリスクとウィルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められると記載されている。一時集結所・避難する際のバスや福祉車両内等・安定ヨウ素剤の緊急配布場所・避難所や屋内退避時等の対応として放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本としながら、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に１回程度数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとしている。 しかし、被ばくを避ける行動と感染症を防ぐ行動には相反することを要請される場合があり、その具体的な方法と根拠について住民が理解するためには、丁寧な説明が必要と考えられる。特に感染防止対策としての換気（窓を全開にする）について、誰が判断するのか、その判断基準は何か、誰が実際に窓を開閉するのか、その指示をどのようにして伝えるのか、現場の空間線量をどのようにして測るのか等、わかりやすい説明が必要である。 さらに、バス等の乗車人数の制限・避難所での空間の取り方などが変更されることから、コロナ禍においては、	原子力防災を考える県民の会	

		これまでの想定以上の車両台数や避難場所の確保が必要になる。予定していた避難所が変更になることも考えられ、事前に住民への説明が必要である。 　以上の観点より、鳥取県には、対策を整理して住民にわかりやすく伝えることを求める。 **▶陳情事項** 　鳥取県当局において、新型コロナウィルス感染症等流行下における具体的な原子力災害対策について、住民説明会の実施及び「原子力防災ハンドブック」に記載すること等、住民にわかりやすく説明すること。		
３年－７ （3. 2.25）	危機管理	**屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直しを検討することについて** **▶陳情理由** 　境港市及び米子市が含まれるUPZ圏内における避難計画では、全面緊急事態においては、まず屋内退避を実施するとしている。この屋内退避の実効性について、内閣府等の新しい調査結果（内閣府・日本原子力研究開発機構・原子力緊急時支援･研修センター「原子力災害発生時の防護措置―放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避―について[暫定版]」（令和２年３月））によると、内部被ばくの低減効果が現在の想定よりかなり低くなる可能性が明らかになった。 　鳥取県作成の「原子力防災ハンドブック」では、屋内退避は、木造家屋においても吸入による内部被ばくを75％低減するとしている。この根拠とされる原子力規制委員会の資料（原子力規制委員会「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について（案）」（平成26年５月））は、1978年の米国環境保護庁による文献である。しかし、日本原子力研究開発機構等の研究グループの指摘（日本原子力研究	原子力防災を考える県民の会	

		開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センターリスク評価研究ディビジョン放射線安全・防災研究グループ（廣内淳）「屋内退避による被ばく低減効果の評価」（平成29年11月））によると、IAEA等で報告されている屋内退避の被ばくの低減効果は欧米の家屋が対象であり、屋内退避の効果は住居の特性（建築様式）に依存するため、日本特有の住居に対応した被ばく低減効果を評価する必要があるとされており、この調査は現在も継続中である。 　これとは別に実施され、昨年３月に公表された内閣府等の新しい調査結果（前掲）によると、1,300㎡の高気密住宅における内部被ばくの低減率が33％にしかならないとされている。 　この点より、これまでの屋内退避を基本とした避難計画の見直しを検討する必要があると考える。鳥取県として、県民の生命・健康を守るためにより実効性のある避難計画を検討することを求める。 **▶陳情事項** 　一般の住宅においては内部被ばくの低減効果が75％ではなく33％であるとした内閣府等の調査による新しい知見に基づき、鳥取県当局において、UPZ圏内の屋内退避を中心とした避難計画の見直しを検討すること。		
３年－８ （3.2.25）	危機管理	**鳥取県原子力安全顧問会議において、12/４大阪地裁判決を踏まえた基準地震動の考え方について、原告からのヒアリング及び検証を求めることについて** **▶陳情理由** 　昨年12月４日の大阪地裁判決は、現行の審査で「ばらつきの考慮」がなされていないことに「看過し難い過誤・欠落がある」と断じ、国に対して関西電力大飯原子力発電所設置許可の取り消しを命じた。この「ばらつきの考慮」は、	えねみら・とっとり （エネルギーの未来を考える会）	

		福島第一原発事故の教訓として、新規制基準の「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に国が新たに追加した規定とされている。このような司法からの指摘は、これまで国が審査してきたすべての原子力発電所の耐震性の評価に影響を与えると考えられる。 　現在審査中の中国電力島根原子力発電所では、国は820ガルの基準地震動と評価している。しかし、このたび指摘された「ばらつきの考慮」を評価に加えた場合、耐震性の評価がどのようになるのか、県民として重大な関心がある。 　島根原子力発電所から南に２kmの距離にある宍道断層帯では、活断層の長さの評価が何回も変更され、審査申請後においても22kmから39kmまで伸びた経緯がある。この活断層は、地震調査研究推進本部の長期評価（2021年１月13日現在）によれば、最も高いＳランク（M7.0程度もしくはそれ以上の規模で30年以内の地震発生確率が３％以上）とされている。この点からも、耐震性についてはより安全側に評価することが求められる。 　このたびの司法からの指摘を軽んずることなく、中国電力・国だけでなく訴訟に関わる原告側からのヒアリングを行い、結果を検討する必要があると考える。 **▶陳情事項** 　令和２年12月４日の大阪地裁判決で指摘された「ばらつき」を考慮した場合、中国電力島根原子力発電所の耐震性の評価がどのようになるのかについて、鳥取県原子力安全顧問会議等において、鳥取県独自の検証を行うこと。その際、中国電力・国だけでなく原告関係者からのヒアリングを行うこと。		